

(仮称)箕面市手話言語条例(素案)・(仮称)箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)に対するパブリックコメント手続実施結果

1. 公表内容

(仮称)箕面市手話言語条例(素案)

(仮称)箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)

2. 実施期間

令和5年(2023年)8月1日(火曜日)から8月31日(木曜日)まで

3. 提出された意見等の数

12人(12件)

4. 実施結果の公表方法

下記の場所で公表します。

(1) 市ホームページ

(2) 健康福祉部 障害福祉室 (みのおライフプラザ1階総合窓口)

(3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階12番窓口)

(4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所

(5) 障害者福祉センターささゆり園

中央図書館・東図書館・桜ヶ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館

西南生涯学習センター、みのお市民活動センター

らいとぴあ21(萱野中央人権文化センター)

※ (2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで

※ (5)は、各施設の開館日、開館時間中

※ 点訳資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。

※ ふりがなを付けた資料は、市ホームページまたはみのおライフプラザ総合窓口で閲覧
できます。

5. 実施結果の公表期間

令和5年(2023年)10月31日(火曜日)から11月30日(木曜日)まで

6. 担当部局

健康福祉部障害福祉室 電話:072-727-9506 ファクス:072-727-3539

7. 提出された意見等の内容及び市の考えかた

※ご意見は原則として原文のまま公表しています。ただし、ご意見の趣旨を正確に表現するために必要であると判断した場合は、修正を施しています。

条例名：(仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案）			
番号	項目	いただいたご意見	市の考えかた
1	第14条	14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。	<ul style="list-style-type: none"> 各条文では、実施主体と実施内容を規定していますが、第12条第4項は、市の窓口等において手続等を行う際に、障害特性に応じた幅広い対応が必要になると想定しているため、個別具体の実施内容ではなく「必要な措置を講ずる」と規定しています。 これに対し、第14条は以下の考えに基づき、「意思疎通支援者の配置を支援する」旨を規定していることから、原案の表記が適切と考えています。
2	第14条	14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。	<ul style="list-style-type: none"> 第14条は、障害者団体等が主催する行事等における意思疎通支援者の配置支援について規定したのですが、市としては、行事参加者への合理的配慮については、まずは主催者が行うべきものであると考えています。
3	第14条	14条の最後の文末を12条第4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」	<ul style="list-style-type: none"> その上で、障害者団体については、構成員自身が意思疎通支援を必要とする場合が多いことから、社会参加の促進のため、支援の重要性は認識しており、また国においても、聴覚障害者等で構成する団体が、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を申請できるとする考えかたを示し、市町村等に検討を促していることをふまえ、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、手話通訳者及び要約筆記者等の意思疎通支援者の配置支援を行う考えです。
4	第14条	14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。	<ul style="list-style-type: none"> 条例は、基本的な理念や取り組む事項について規定するものであり、個別具体の事業や施策の全てを記載することは困難ですが、条例制定後においても、専門部会において、取組の進捗等について意見交換を行う考えです。
5	第14条	14条最後に追加 必要な措置を講じる	
6	代読 代筆	<p>視覚障害者としては、いままで音訳、点訳をしていただいていたのですが、この条例案では居宅の代読代筆が、入るようです。</p> <p>ホームヘルパーさんがされていたこともありますが、あくまで主たる家事援助に差しさわりの無い限りとなっています。家事援助とは、別にひと月あたり5～10時間を代読、代筆専用に使っていただくことができるようになったら、私たちの生活は、大きく豊かなものになるのではないのでしょうか。</p> <p>すでにこの「代読、代筆」制度をされているところが増えてきています。</p> <p>ホームヘルパーさんを利用していなくてもかまいません。</p> <p>ポストの中に入っているあなたや家族宛ての刊行物などあるいは、ダイレクトメール、学校からもってかえてきたプリント、専用アプリあるいは、地域で生活を送るのに必要な必需品の購入などなど対象となるものは、大変おおいものです。</p> <p>ご多忙の折とは、ぞんじますが、「代読、代筆」制度が箕面でも利用できるようにご協力いただけましたら、幸甚です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。 代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。

7	代読 代筆	私は視覚障害者で現在一人暮らしです。 1. 代読代筆支援のお願い 日常生活でポストに入っている郵便物、チラシなどをはじめ回覧板などを代読代筆していただくことは必要不可欠です。 同行援護の際の代読代筆とは別に代読代筆の支援をしていただくことを希望します。 特に公的機関からのお知らせなどでは切望します。 2. 箕面市からの郵便物に触れてそれとわかる印をしていただけたらとても助かります。	・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。 ・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。 ・箕面市役所からの郵便物については、分かりやすいものとなるよう検討を進めます。
8	代読 代筆	私は視覚障害者です。 視覚障害者にとって代読・代筆は日常生活において絶対不可欠なものです。 毎日ポストに入る郵便物やチラシ、又は日常生活の中で、いろいろな申し込み書、申請書などの書類、又は電気製品などの取り扱い説明書、通院関係は検査結果等々は自らの情報手段として代読代筆は欠かせません。要望します。 この素案の中でもっと具体的に提示して欲しいです。どうかくれぐれもよろしくお願いいたします。	・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。 ・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。 ・なお、条例は市の基本的な考えかたを示すものであり、個々の事業については、必要に応じて周知します。
9	代読 代筆	私は視覚障害者です。 代読代筆は絶対に日常生活に欠かせないことです。 特に郵便物とか保険関係等書類は頭の中に入れとかないといけないし大事な物です。 是非代読代筆の時間を下さい。よろしくお願い致します。	・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。 ・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。
10	代読 代筆	視覚障害者には「代筆、代読」の時間を別枠でとれるよう希望します。 介護保険の居宅（家事援助）の時間内では到底時間が足りません。 晴眼者に比べ、視覚障害者は無意識の取捨選択ができないので、非常に時間を要します。 ☆今回のようなパブリックコメントをされる時は広報誌での告知をいただきたいと思えます。	・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。 ・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。 ・市のパブリックコメント実施の際には、市広報紙もみじだよりで周知しており、今回についても、令和5年8月号のもみじだよりに掲載しています。
11	代読 代筆	視覚障がい者です。日常生活において、代筆、代読は困難で時間を別枠で取れるよう希望 お願いします。 生活を円滑に過ごす為に必要不可欠な事だと思えますのでよろしくおねがいします。	・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。 ・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。

12	音訳	<p>私は墨字を読むことが困難な視覚障害等の方を支援する音訳ボランティアです。</p> <p>障害者情報コミュニケーション促進条例が制定されると、必要な墨字情報を適宜音訳してもらうことができ生活の質が格段に向上するため、視覚障害の方がとても期待されていると伺いました。障害のある方にとって有益かつ簡便な形で、支援者にとっても支援しやすい形で、一日も早く制定されるように願います。</p> <p>現在、私の所属する音訳団体は市の広報ほかの公共的な情報の音声版作成、録音図書の作成、そして図書館の対面朗読の活動をしています。これらの活動は、情報提供の大切な核であり、今後も確実に視覚障害等の方へお届けすることが一番の使命と思っています。その上で、音訳者の人的、時間的、環境的状况が許す場合には、その他の意思疎通支援に協力できるかと思えます。</p> <p>この状況を踏まえて、日常生活上の意思疎通支援において、次の点がどのように定められるのか、注目したいと思います。</p> <p>① 意思疎通支援者は、ボランティアか、何らかの予算措置があるかたちか、どのような立場で行うことになるのか。</p> <p>② 支援の内容や結果における責任の有無、責任の所在はどのようになるのか。</p> <p>③ 音訳団体として依頼されるのか、個人として依頼されるのか。</p> <p>④ 依頼があった時、団体あるいは個人として、人的、時間的余力がない場合や環境設定が十分でないと判断した場合には、辞退することが可能なのか。</p> <p>⑤ 支援の場所は、図書館、ささゆり園など、公共施設の一室等、公の場所が望ましい。</p> <p>※ 自宅訪問の場合は、担当者は一人ではなく、複数で行う必要があると思います。そのことが認められるか分かりませんが、また複数対応が続くと私の所属する団体では人数的、時間的に受けることが難しくなることもあると思いますので、悩ましいところです。</p>	<p>・意思疎通支援については、さまざまな実施形態があるため、いただいたご意見も含め、今後必要な検討を行ってまいります。</p> <p>・なお、対象者の自宅を訪問して行う代読・代筆については、ホームヘルパーによる家事援助サービス等の中で実施するものであり、音訳とは別の意思疎通手段となります。</p>
----	----	--	--